

2011年3月31日

株式会社神戸製鋼所

コンプライアンス検証・提言委員会からの提言を受けての当社の取り組みについて

当社は、コンプライアンス検証・提言委員会による提言（以下「本件提言」といいます。）の趣旨に沿って、今後、入札談合の再発防止のために、既に取り組んでいる施策に加え、以下の取り組みを実施いたします。

【入札談合の発生予防の観点による取り組み】

1. 経営トップによる継続的な独占禁止法遵守の意思表示のための取り組み

入札談合の発生予防の観点からは、社員の独占禁止法遵守に対する意識を高めることが重要であり、そのための施策として、経営トップによる入札談合の排除を含む独占禁止法遵守の徹底に向けた強い意思表示を継続的に行っていき、会社の姿勢を明確に示すことが、必要かつ効果的であると考えられます。

そこで、当面の施策として、具体的には、以下の取り組みを実施することとし、引き続き、今後の方策を検討してまいります。

(1) 改訂版独占禁止法遵守マニュアル巻頭言での社長メッセージ

営業部門所属の全社員を中心に配布する「独占禁止法遵守マニュアル」の冒頭に、社長による独占禁止法遵守のメッセージを掲載して周知を図ります。また、同マニュアルは、法令改正に合わせて順次改訂を行いますが、その都度、社長メッセージも更新して掲載し、再度配布することで、継続してメッセージを発信していく仕組みとします。

また、営業担当管理職が受講する独占禁止法研修においても、同メッセージの確認を行い、継続的に周知を図っていくこととします。

(2) コンプライアンス教育用映像教材を活用した社長メッセージの発信

社内のコンプライアンス教育用に作成している映像教材にも、社長メッセージとして入札談合の根絶を含む独占禁止法遵守の決意表明を織り込むことにより、独占禁止法研修以外の研修の機会も活用して経営トップの姿勢を全社的に周知してまいります。

### (3) 経営トップによる事業所訪問時におけるメッセージ発信

定期的を実施している経営トップによる事業所訪問の機会を活用し、経営トップの講話の中に、適宜、コンプライアンスに関する内容を織り込み、経営トップから直接社員にコンプライアンスの重要性を伝えることに取り組んでまいります。

## 2. 経営者層に対する継続的な独占禁止法教育の実施のための施策

前述した経営トップによる独占禁止法遵守に向けた継続的な意思表示について、それを実のあるものとするためには、経営トップが、年々変化していく入札談合を含めた独占禁止法違反行為に関する法制や社会動向の変化について十分に把握認識をしておかなければならず、経営トップに対する独占禁止法遵守に関する研修が継続的に行われる必要があると考えられます。

そこで、具体的には、以下の取り組みを実施いたします。

### (1) コンプライアンストップセミナーにおける独占禁止法に関するテーマ選定

当社及びグループ会社の経営トップを対象として、年に一回実施している「コンプライアンストップセミナー」において、適宜、入札談合の排除を含む独占禁止法に関するテーマも取り上げて、グループ全体における経営トップの独占禁止法の理解と遵守意識の向上を図ってまいります。

### (2) 役員連絡会における独占禁止法に関するテーマ選定

経営に関する重要な事項について役員間で情報を共有する目的で、3ヶ月に一回程度実施している役員連絡会において、適宜、入札談合の排除を含む時節の独占禁止法関連問題もテーマとして取り上げ、最新の独占禁止法をめぐる動向等を周知してまいります。

## 3. 独占禁止法違反行為に対する懲戒処分の適切な運用のための取り組み

入札談合の発生を防止するには、独占禁止法遵守の徹底に向けた会社の姿勢を明示することが重要であり、そのための一つの施策として、談合行為等の独占禁止法違反行為に関与した者に対する適切な懲戒処分の運用を行うことが必要であると考えられます。

そこで、今後、万一、入札談合が行われた場合は、当該談合に関与した社員に対する懲戒処分を決定するにあたり、独占禁止法に詳しい弁護士の意見を聴取する等して、懲戒処分の適切な運用が担保される措置を講じることとします。

## 【入札談合が発生した場合の発見の観点による取組み】

### 1. 独占禁止法監査の更なる精度向上のための取組み

現在、当社では、独占禁止法遵守のための監査として、半期毎に公共入札案件を対象として、一次監査と二次監査を実施しております。

一次監査では、専門性担保の目的から、入札手続業務に対する一定の知識を有する企画管理部門の社員が積算資料等を確認しながら、監査対象部署のライン長（室長ないしグループ長）に対するヒアリング監査を実施しています。また、二次監査では、法務部長より、監査対象部署のライン部長に対して、一次監査結果の確認及び監査対象部署における独占禁止法遵守状況の確認を実施しています。

当社は、現在実施している上記独占禁止法監査に加え、監査精度の更なる向上を目指して、以下の取組みを実施いたします。

#### (1) 公共入札案件の独占禁止法監査における監査対象者の拡大等

公共入札案件に関する独占禁止法監査の対象者を拡大し、ライン部長及びライン長より下位の営業担当管理職に対するヒアリングも実施することによって、より多面的な視点で監査を行い、万一、入札談合が行われていた場合における当該行為の発見の可能性を高めるとともに、監査の充実を図ってまいります。

また、各部署のコンプライアンス遵守意識の浸透状況を確認するために、年に一度実施している「コンプライアンス責任者アンケート」につき、必要に応じて、ライン部長から全管理職にその対象者を拡大することで、全社的な独占禁止法遵守意識の浸透状況等を確認し、今後の独占禁止法監査や研修のあり方に反映させていきます。

#### (2) 公共入札案件の独占禁止法監査における確認項目の拡大等、今後に向けた取組み

本件提言において指摘された入札談合の再発防止に向けた施策の中には、当社の現状から直ちに講じる必要がなく、将来的な視点に基づく提言も含まれています。そこで、今後の状況を踏まえながら必要に応じて、以下の取組みを実施いたします。

① 当社が今後新たな事業に進出して、公共入札に参加することとなった場合において、市場規模等に比して競業他社の数が多い事業である場合には、自由競争が行われていない可能性もあることから、競業他社の状況や業界の動向等についても慎重に確認を行うこととします。

② 公共入札案件の数が多数に上り、全件を監査対象とすることが現実的ではなくなった場合においては、サンプリング調査（複数の入札案件のうち、どの案件についての積算資料等を確認するかを事前に監査対象部署へ告げることなく、ラン

ダムに監査対象とする入札案件を抽出して行う調査)を実施いたします。

## 2. 公共入札案件の独占禁止法監査における監査の実効性確保のための取り組み

独占禁止法監査の実効性を担保するためには、監査対象となる書類が散逸、破棄等されることを防止する必要があるため、公共入札案件の積算資料等を一定期間保管しておくことが必要であると考えられます。

他方、本件提言にも述べられているとおり、積算資料等は、入札案件ごとに種々多様であって、担当者の個人的なメモ書き等、監査対象にはならないものも存在するため、文書管理規程等で、保管すべき書類の範囲を一律に規定することにはなじみません。

そこで、当社としては、本件提言の趣旨に沿い、半期に一度実施している独占禁止法監査時に監査対象となるべき書類が保管されている状況を確保するため、①コンプライアンス担当役員から各事業部門の営業担当役員に対して、監査対象となるべき書類を最低一年間は保管するよう要請する旨を通達するとともに、②営業担当管理職に対する独占禁止法研修の際に、独占禁止法監査の趣旨等を十分説明したうえで、各担当者において、上記書類を最低一年間は保管するよう要請してまいります。

以上